

### 第三者評価結果

事業所名：末吉にこここ保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画の大枠は、2018年の保育所保育指針の改訂を基にした様式にしています。保育所保育指針、理念・保育方針、保育目標を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しています。1年間の保育活動として、毎年度末に各クラスで変更や追加事項も含めた見直し後、園長・主任で再度話し合い、園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、行事、地域の実態、園の保育の特徴などを考慮しながら園としての全体的な計画を作成し、次年度の各指導計画に反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが心地よく過ごせる環境として、各保育室の窓は開け、空気清浄機のほか、職員の声(大きさ、トーンなど)、音楽の音量なども大切な環境と考え、意識をしています。日々の清掃はその日出勤の全職員で協力して行っています。絵本やおもちゃを含む園内各所を定期的に消毒し、衛生面にも気を配っています。午睡布団は通気性が良く丸洗いができる素材で衛生的です。年齢、季節、子どもの様子などを見て、保育室の家具の配置や環境の見直しをしています。トイレ設備の臭い対策のため、開園時間中は換気扇を回しています。便器の大きさのほか、手洗い場も子どもの発達に合った高さになっています。さらに安全性を考慮していくために「安全点検表」を作成中です。今後に生かすことが望めます。保育室内で子どもがくつろいだり、落ち着ける場所の提供についてもさらに工夫が必要と考えています。検討が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時の保護者の提出書類や個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、子どもを観察することなどからも子どもを把握し、十分に尊重しています。保育の方針や目標に基づいて、子どもの成長や発達に合った計画を作成しています。子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育や職員の対応について、今年度から小グループ制保育(流れる保育)を実践中で、子どもが自分で考え、次の行動につながる援助ができるよう、職員会議や園内研修で意見を出し、話し合っています。職員は子どもに対し、穏やかで柔らかいトーンの言葉がけをしています。個々の甘えたい気持ちもしっかりと受け止め、抱っこなども年齢に関係なく対応しています。職員自身が自分の発した言葉がけに気付けないこともあるので、気になる言葉遣いのあった時は、園長・主任がアドバイスをしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>挨拶、姿勢、食事、排泄、着脱、衛生など、基本的な生活習慣が身につくよう年齢や発達に合った援助をしています。箸は3歳くらいを目安にしていますが、箸遊びから始め個別に対応しています。歯磨きはコロナ禍のためうがいのみとしています。低年齢児は少人数制保育実践の中で自分でやろうとする気持ちが起きるように援助をしています。活動の動と静のバランスも考えています。0歳児で月齢の低い子どもは午前寝などして、次の活動に参加できるようにしています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて年齢に応じて絵本や紙芝居などを利用し、理解できるよう話をしたり、働きかけをしています。また、コロナ禍以降も、保護者のお迎えは保育室までとしており、日常的に担当が子どもの成功体験を含め園で行っていることを伝えたり、アドバイスなどを行っています。配付物なども利用してお知らせし、家庭と連携して進められるようにしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育室の棚にはおもちゃ、ブロック、絵本など自分で選べるように常時置いています。午前の保育では積極的に戸外活動に出かけています。戸外活動時は交通ルールを学んだり、行き帰りには行きかう人、近隣商店街の人たちと挨拶を交わすなど、地域の中で生活していることを感じられるようにしています。公園のほか、鶴見川の土手、地域のランニングコースでのマラソン大会、消防訓練での消防署員との関わり、移動動物園など、子どもが好きな場所や地域のさまざまな資源も保育に活用し、子どもの生活と遊びが豊かになるようにしています。子どもたちのさまざまな表現活動については、制作、描画、歌、ダンスなどを保育に取り入れています。幼児クラスがホールでたくさんの廃材を使って自由制作をしている場面があります。また、幼児クラスは外部講師による体操教室とリトミックを定期的に行っています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 衛生面に配慮しながら、木製の家具で仕切り活動場所を確保したり、おもちゃ・知育玩具の用意など乳児の発達や興味関心に合わせた生活環境を整えています。起床や登園時間が早かった子どもは午前寝をしています。今年度から担当制を取り、子どもの表情や様子、発する声などを大切に、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるようにしています。月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具は子どもの手の届く場所に置かれ、自分で手にすることができるようにしています。離乳食に関しては、園の給食で出す食材のリストを基に、家庭で予め試してもらってから園で提供しています。また、個別の連絡アプリケーション配信、お迎え時には具体的なエピソードを交えた子どもの様子を丁寧に伝えて信頼関係を築き、24時間の生活リズムを整えられるように連携しています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 職員は、子どもの成長発達や家庭状況を把握し、子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、さりげなく援助しながら、できた時は十分に褒めています。一方子どもの甘えの気持ちも尊重しています。今年度から少人数制保育を実践し、その日の子どもの様子に合わせてグループ分けし、遊び、散歩、食事など時間差をつけ、一人ひとりに合わせた援助をしています。そのため1歳児クラスは、人員配置を厚くしています。子ども同士のトラブルの時は、子どもが相手の気持ちに気づくような働きかけをしています。逆に自分の思い通りにいかない経験も積めるようにしています。少人数制保育の良さや子どもたちの変化を少しずつ実感していく職員の様子を保育日誌から読み取ることができます。また、家庭とは、個別の連絡アプリケーション配信、送迎時のやりとりなど一人ひとりの体調や様子について連絡を取り合っています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; クラス別保育のほか、状況によって幼児クラス合同で活動しています。友だち同士で認め合ったり、認め合うために必要なことを日々の生活で学んでいます。3歳児クラスは、友だちと遊ぶ様子を見守りながら、トラブルになった時は子どもの思いをしっかりと受け止め、どう相手に伝えれば良いのか状況に合った言葉を選び、相手の思いも知らせるようにしています。4歳児クラスは仲間の中の一人として自覚を持ち、自主性や自立性を育むよう援助しています。ルールのある遊びやゲームは職員も一緒に行い、全員楽しく遊べるように援助をしています。5歳児クラスは仲間の中で活動や生活での様々な経験を重ね、集団としてのルールや生活環境への理解を深めています。集まりの中で友だちとの話し合いなど互いの言葉や思いを聞く機会を設けています。子どもたちの日々の活動や取組はアプリケーション配信で毎日保護者に伝えています。令和2年度から幼保小連携推進地区代表として、園の活動や子どもたちの育ちを伝えています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 障害のある子どもの個別の指導計画はクラスの指導計画と関連付けています。ケース記録も丁寧に残しています。ほぼ毎月発達サポート研究会を開催し、障害のある子どもや配慮が必要な子どもの行動記録を職員間で共有し、日々の保育に生かしています。必要に応じて横浜市東部地域療育センターとも連携を取り、特に配慮が必要な子どもの対応や保育について指導やアドバイスを受け、保育に生かしています。保護者には重要事項説明書内で、障害のある子どもの保育について共に成長ができるよう、家庭や関係機関と連携し、適切な対応を図ることを伝えています。園では障害や配慮の必要な子どもへの人的な環境の配慮を十分にしていますが、建物・設備に関しては多機能トイレやエレベーター等の設置がなく、ハード面での環境整備には至っていません。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 年間指導計画、月間指導計画に「長時間保育の配慮」欄があり、在園時間の長い子どもが無理なく園で過ごせるようにしています。登園から降園までの連続性に配慮し、日課や保育内容、環境を柔軟に変更しています。低年齢児クラスでは少人数グループで生活しています。幼児クラスでも食事や活動など各子どもの状況に合わせています。日常的に異年齢で交流するほか、朝、夕の合同保育時間帯にも異年齢で過ごしています。0歳児は合同保育時間帯も安心して過ごせるよう、0歳児室を使っています。在園時間に配慮し、給食、おやつ、補食を提供しています。給食は定量のほかにお代わりもでき、一人ひとりの食欲や生活リズムに合わせた量を提供しています。補食は夕食に響かない程度の軽食としています。子どもの状況は連絡ボード、引き継ぎボード、口頭で職員間で引き継いでいます。子どもがゆったり過ごせるよう、畳や小スペースなどがありますが、さらなる環境の工夫が期待されます。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画に「小学校以上との連携」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱」を記載しています。5歳児の指導計画に落とし込み、日々の活動に反映しています。例年、近隣の小学校と交流し、校庭を利用させてもらったり、地域の年長時交流会に参加していますが、コロナ禍で機会は減少していました。しかし今年度は継続的な依頼と受け入れ側の調整が整い、コロナ禍でも小学校との盛んな交流が行われています。小学校より、小学生が説明をしている学校紹介ビデオが届きました。「移動動物園」への招待の他、小学校1年生の園訪問の際は、園のおもちゃで遊ぶ機会を作ったり、幼児クラスと1年生混合グループを作り、グループごとに1年生に絵本の読み聞かせをしてもらっています。実際の交流の中で、就学に不安を持っていた5歳児が、小学校5年生の園訪問での関わりを持てたことで、不安が消え就学への希望に変わるきっかけに繋がっています。保護者への小学校に向けての情報は、日ごろから、おたより、個人面談などで伝えています。令和2年度より、本園は幼保小連携推進地区代表となり、連携に向け協働した活動を行っています。「保育所児童保育要録」は年長児担当職員が作成し、園長・主任が確認後、就学予定校に郵送しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 健康管理に関して、重要事項説明書及び運営規程に記載しています。事故対応マニュアル、感染症対応ガイドライン、プレスチェック表を整備しています。子どもの健康状態は登園時の保護者からの情報、観察、連絡通信アプリで確認後、引き継ぎボードで共有しています。保健計画を作成し、年齢ごとの保育に取り入れています。入園後の既往症、予防接種は保護者に追記してもらっています。保護者に入園説明会で「重要事項説明書」を基に、健康に関する方針等を伝えています。健康に関する取組は、園だより、連絡通信アプリ、園内のほけんコーナーに掲示などで伝えています。乳幼児突然死症候群について、職員は研修や会議等で確認し、予防策として呼吸チェック、姿勢のチェックを実施し記録しています。保護者には入園説明会で説明するほか、園内に注意喚起のポスターを貼ったり、おたよりで情報提供をしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 年2回、内科健診、歯科健診を実施しています。健診前に保護者から医師に聞きたいこと等を受け付けています。健診結果や医師への質問は口頭や書面で保護者に伝えています。毎月の身体測定結果を基に、年に2回カウプ指数を計測し、子どもの発育状況に応じて、栄養士から保護者へ紙面で健康面への状況をお伝えしています。健診結果、健康状態、身長・体重の記録は健康台帳に記載し、保健計画を基に、毎月の計画・目標を立てています。健診結果により、保護者に受診を勧めたり、感染症予防対策の徹底などを保育に反映させています。子ども自身が自分の健康に関心が持てるような取組を増やすことを検討しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患のある子どもに対し「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に対応しています。慢性疾患や、食物アレルギー以外のアレルギーがあるときはかかりつけ医の指示による対応や、個別の配慮をしています。食物アレルギーの対応マニュアルがあり、専用トレイ・専用食器の利用、食事の場所の固定、提供の順番、複数職員でのチェックなどを決め、実施しています。今年度より給食は卵の完全除去食とし、卵アレルギーのある子どもも、皆で同じメニューの食事をしています。職員は、アレルギーや、慢性疾患、衛生・安全管理などの外部研修、内部研修に参加しています。保護者には、園でのアレルギー対応について明記した重要事項説明書を配付し、説明しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 全体的な計画に「食育の推進」項目があり、年間の食育計画を作成しています。食材に触れる、クッキング、土壌作り、野菜栽培などを楽しみながら取り組んでいます。0歳児は保育室で、1、2歳児は2階ホール、3～5歳児は1階のホールで、食事をしています。食事時間は、一人ひとりのその日の状況や生活のリズム、活動などにより、一斉活動としていません。低年齢児では少人数グループごと、幼児クラスでは、自分で食事の時間の調整をしています。食事の量は幼児クラスでは定量のサンプルを置き、各自が自分の食べる量を職員へ伝え、盛り付けをしてもらいます。苦手なものを無理強いすることはありませんが、食べてみようと思える声かけや働きかけをしています。食器は年齢に応じた大きさ、深さの違う器で、陶器を使用しています。玄関ホールに給食サンプルを展示しています。給食だよりを毎月配付し、給食の取組や、季節の食材、行事の由来、レシピなどを掲載しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 献立は2週間ごとのサイクルメニューとし、園独自の献立を作っています。子どもの食べる量、苦手なものなどは、職員間で把握しています。低年齢児クラスでは、食事規程量をあらかじめ盛り付けて提供しています。幼児クラスでは、規程量のサンプルを置き、各自食べられる量を伝え、栄養士に盛り付けてもらいます。栄養士がクラスを回り子どもの食事の様子などを見たり、配膳時に子どもと会話しています。給食会議でクラスの様子や、献立などについて話し合い、メニューに反映させています。献立は、季節の食材を用い、行事食や郷土料理、世界の料理を取り入れたりしています。主食は七分づき米です。肉、魚、野菜などの食材は近隣の商店から安全で品質の良いものを購入しています。給食衛生管理、食中毒事故発生時マニュアル、大量調理施設衛生管理マニュアルがあり、衛生管理、食材管理を徹底しています。	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 登園時に、職員が保護者から家庭の様子を聞いています。降園時に園での子どもの様子やエピソードを口頭で伝え、連絡通信アプリも活用して園と家庭と連携を図っています。連絡通信アプリは、2歳児まで個別連絡、3～5歳児は「おたより」として配信していますが個別のやり取りもできます。保育の意図、目標など重要事項説明書に記載しています。園だより配付や懇談会で、保育の目標や取組について分かりやすく説明しています。ドキュメンテーションを使用したり、動画配信も実施しています。行事後アンケートや口頭で感想や意見を寄せてもらったり、懇談会、運営委員会に要望等を聞いています。保護者会（保護者組織）と連携し、園行事に協力してもらっています。園内に子どもの制作物や活動の取組の様子を掲示して、保育内容や成長が伝わるようにしています。インスタグラムも活用しています。保護者が参加する園行事、保育参加・保育参観など、子どもの成長を共有する機会とし、一緒に喜べるようにしています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 保護者とは、日ごろからコミュニケーションを図り、信頼関係を形成するよう努めています。担任以外の職員とも話しやすい雰囲気にも努め、保護者の状況や心理状態に配慮した対応を心掛けています。コロナ禍でも送迎の際は園内に入り、各クラス前で職員と話ができるようにしています。保護者から相談があった場合は、迅速な対応を心掛けています。相談内容に応じて、保育士や栄養士が専門性を生かした助言や支援を行っています。必要な場合には鶴見区担当部署、横浜市東部地域療育センターなどと連携もしています。相談を受けた職員が、一人で抱え込まず、適切に対応できるよう、園長・主任からいつでも助言が得られる体制にしています。園では日常的な相談内容の記録を残すことが不十分と考えており、対策を講じるとしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 重要事項説明書に「人権擁護」について、運営規程に「虐待防止」について明記しています。送迎時の子どもの様子や保護者の様子を観察したり、着替え時に身体状況を確認しています。保護者との日常のやりとりなどから、家庭での養育の状況の把握に努めています。虐待の疑いや、虐待が明白になった場合は、園長・主任に報告し、職員間で情報共有し、鶴見区こども家庭支援課、横浜市中央児童相談所とも連携する体制になっています。見守りや家庭支援が必要な場合は、保護者の心身状態をみながら、声かけの工夫や、話のしやすいようにしています。虐待や権利侵害について、会議での注意喚起、「人権セルフチェック」実施などを行っていますが、マニュアルに基づく研修の実施や、職員同士確認し合う機会が増えることが望まれます。	

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-①            【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>年間指導計画や月間指導計画はカリキュラム会議をはじめとするさまざまな会議で、疑問点、改善点などを意見交換しています。ほぼ毎月行っている発達サポート研究会では子どもの姿を発達の視点から客観的に捉え、「行動は環境との相互作用によって変わる」の考えから行動と人的・物的環境を継続的に記録・分析し実践を積み、クラス全体に生かせるようにしています。また、指導計画の自己評価は毎日、月ごと、期ごとと定期的に行っています。職員個人の自己評価は、人事考課表で自己目標を立てています。年3回、園長と定期面談での確認のほか、適宜目標に対して実行できているか、どうすれば目標達成ができるかなど指導やアドバイスをする環境を作っています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、保護者意見も反映しながら園の課題を抽出し、保育所全体の自己評価をしています。保護者には閲覧ができるようホームページや玄関に置いて公表しています。</p>	